

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱

農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
制 定 平成28年 1 月20日付け27生畜第1572号
最終改正 令和 6 年 4 月 1 日付け 5 畜産第2552号

(趣旨)

第1 我が国の畜産・酪農は、T P P11協定、日 E U経済連携協定及び日米貿易協定の発効に続き、地域的な包括的経済連携協定（R C E P協定）について15カ国で署名が行われるなど、新たな国際環境の下で収益力や生産基盤の強化を図っていく必要がある。

一方、T P P等の効果を最大限に発揮するために改訂された「総合的なT P P等関連政策大綱」（令和 2 年12月 8 日T P P等総合対策本部決定）においては、農林水産業の体質強化対策の一つとして「畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進」が位置付けられ、その中で「畜産クラスター事業による中小・家族経営や経営継承の支援などの拡充」を図るとともに、「肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図る生産基盤の強化を推進する」こととされた。

本事業では、改訂された「総合的なT P P等関連政策大綱」に即して畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトを推進していくため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用、経営基盤継承の推進、肉用牛及び乳用牛の増頭の奨励、繁殖雌牛の更新の奨励等、地域一体となって行う取組を支援する。

加えて、我が国の酪農・肉用牛経営の生産基盤の強化に向け、スマート農業の推進及び過重となっている労働時間の削減を加速化し、計画的に省力化・生産性向上を進めるため、中小・家族経営の酪農・肉用牛経営へのICT等の新技術を活用した省力化機器の導入を支援する。

(通則)

第2 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年 6 月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年 6 月20日農林水産省告示第881号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平

成12年6月23日農林水産省告示第900号)の定めによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付の目的)

第3 我が国の畜産・酪農の収益力・生産基盤を中小・家族経営や条件不利地域も含めて強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図るとともに、肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図る生産基盤の強化を推進するため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用、経営基盤継承の推進、肉用牛及び乳用牛の増頭の奨励、繁殖雌牛の更新の奨励等、地域一体となつて行う取組を支援すること並びに中小・家族経営の酪農・肉用牛経営におけるスマート農業及び労働時間の削減の加速化を推進するためのICT等の新技術を活用した省力化機器の導入を支援することを趣旨とした事業を実施するため、基金を造成すること及び補助金を交付することを目的とする。

(定義)

第4 本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

1 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

(1) 畜産クラスター協議会

地域の関係者が連携し、地域一体となつて畜産の収益性の向上を図るため、畜産を営む者、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、畜産関連事業者（乳業者、食肉加工業者等）、農業者の組織する団体その他の関係者が参画し設立する協議会であつて、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める要件を満たすものをいう。

(2) 畜産クラスター計画

畜産クラスター協議会が定める地域一体となつて畜産の収益性の向上を図るための計画であつて、都道府県知事（複数の都道府県に係る地域における計画にあつては、それぞれの都道府県知事）により畜産局長が別に定める基準を全て満たすものとして認定されたもの（既に認定を受けた畜産クラスター計画を改正し、当該改正に係る都道府県知事の認定を受けたものを含む。）をいう。

(3) 中心的な経営体

畜産クラスター計画を実現するために、畜産クラスター協議会が定める次の全ての要件を満たす畜産を営む者又は飼料生産組織をいう。

ア 自らの経営における収益力向上に取り組むこと。

イ 率先して畜産クラスター計画に定められた取組を実践すること。

ウ 地域へ貢献する意思を有し、当該地域や他の畜産関係者との連携を図ること。

エ 将来にわたり、経営が安定的に継続することが見込まれること。

2 労働時間の削減の加速化

(1) 畜産ICT応援会議

将来にわたる安定的な畜産の発展に向け、地域の自主的な取組を促進するため、畜産を営む者、後継牛・育成牛の預託を担う者、事業協同組合、畜産経営支援組織

(コントラクター、TMRセンター等)、乳業関連事業者、食肉関連事業者、畜産関係団体その他の地域の畜産関係者が参画する会議であって、畜産局長が別に定める要件を満たすものをいう。

(2) 畜産ICT化応援計画

畜産ICT応援会議（以下「応援会議」という。）が、畜産を営む者における労働負担軽減・ICT化に資することを目的に策定する計画であって、機械装置の導入により生まれたゆとりの一部を災害時の協力等に充てることその他畜産局長が別に定める内容が記載されるものをいう。

(3) 労働負担軽減経営体

畜産ICT化応援計画において、労働負担軽減・ICT化に資する機械装置を使用する者として位置づけられた畜産を営む者をいう。

3 基金管理団体

基金を管理するための団体を決定するために畜産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体をいう。

4 公募選定団体

事業を実施するための団体を決定するために畜産局長又は基金管理団体が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体をいう。

(事業の実施方針)

第5 本事業のうち、畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進においては、地域の畜産関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図る畜産クラスターの仕組みを活用し、畜産クラスター計画の実現を通じて、攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）に資する取組を支援することを旨とするものとする。

また、本事業において畜産クラスター協議会の設立や運営の主体となる者は、特定の団体や事業者に限ることなく、畜産クラスター事業の主旨に沿って適切に事務を行うことができる者が事務局を担うものとする。協議会の設立、協議会内の連携、クラスター計画の策定等は、協議会の抱える課題の解決や目的達成のため、合理的な根拠に基づき行うこととし、所属する団体その他の理由により、特定の者に対して公平性を欠く取扱いをしてはならない。

さらに、畜産クラスター協議会は、畜産クラスター計画の実現に向けて、協議会内に家畜の飼養管理技術や繁殖管理技術等の技術的なサポート体制を構築するよう努めるものとする。

このため、畜産クラスター協議会に対する支援は、畜産クラスター計画の実現のために協議会が抱える課題や行動計画の内容、収益向上の効果等を踏まえた優先順位に基づいて行うものとする。

(事業の内容等)

第6 本事業は、次に掲げるものにより構成されるものとし、それぞれの事業内容及び事業実施主体については、別表1のとおりとする。

本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

(1) 施設整備事業

(2) 機械導入事業

(3) 調査・実証・推進事業

ア 実証支援事業

イ 全国推進事業

(4) 畜産経営基盤継承支援事業

(5) 生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）

(6) 生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）

(7) 優良繁殖雌牛更新加速化事業

2 畜産経営体質強化資金対策事業

3 ICT化等機械装置等導入事業

(事業の実施及び評価)

第7 本事業に係る細目及び具体的な手続等は、第6の1から3までに掲げる事業ごとに、畜産局長が別に定めるところによる。

2 目標年度及び成果目標並びに事業評価

本事業の事業実施主体は、第6の1から3までに掲げる事業ごとに畜産局長が別に定めるところにより、事業実施計画における目標年度及び成果目標の設定、当該成果目標の達成状況の評価等、適切な事業評価を行うものとする。

3 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

4 費用対効果分析

第6の1の(1)及び(4)に掲げる事業に係る事業実施主体は、事業実施計画の作成に当たり、畜産局長が別に定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分に検討するものとする。

(交付の対象及び補助率)

第8 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、第4の4の基金管理団体が行う第6の1から3までに掲げる事業を実施するために必要な基金を造成する事業（以下「基金事業」という。）に要する経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「基金事業対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 大臣は、第6に基づき、都道府県知事又は第4の5の公募選定団体（以下、併せて「補助事業者」という。）が行う第6の1の(1)及び(4)の事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助事業対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 3 基金事業対象経費及び補助事業対象経費（以下「補助対象経費」という。）の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

（流用の禁止）

- 第9 別表2の区分の欄に掲げる1から3までの補助金の相互間における経費の流用をしてはならない。また、別表2の区分の1基金事業における（1）の事業に係る経費と（2）の管理事務費の相互間における経費、同基金事業における（1）のア及びイの事業の相互間における経費の流用をしてはならない。ただし、畜産局長が認めた場合に限り、別表2の区分の1基金事業における（1）と（2）の間で経費の流用を行うことができるものとする。

（申請手続）

- 第10 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、基金事業については別記様式第1号－1、補助事業のうち第6の1の（1）及び（4）の事業については別記様式第1号－2による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表2に定める交付決定者（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。
- 2 基金管理団体及び補助金の交付を受けようとする者は、1の規定による交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第11 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第12 交付決定者は、第10の1の規定による交付申請書の提出があった場合には、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、基金管理団体又は補助事業者に補助金の交付決定の通知を行うものとする。
- 2 第10の1の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る1による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

（補助金の支払）

- 第13 基金管理団体は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第2号による支払請求書を大臣及び官署支出官宛てに提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第14 基金管理団体及び補助事業者は、第10の1の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第12の1の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第15 基金管理団体及び補助事業者（地方公共団体を除く。以下第15において同じ。）は、基金事業及び補助事業の一部を第三者に委託する場合は、交付決定者にあらかじめ届け出なければならない。

2 基金管理団体及び補助事業者は、基金事業及び補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、基金事業及び補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 基金管理団体及び補助事業者は、2の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下、「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第16 補助事業者は、第12の1の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第17 基金管理団体及び補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第18に規定する軽微な変更の場合を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 基金事業又は補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第18に規定する軽微な変更の場合を除く。

(3) 基金事業又は補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 基金管理団体及び補助事業者は、1の(1)から(3)までに定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、1に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

3 交付決定者は、1及び2の規定による承認をする場合には、必要に応じ補助金の交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第18 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表2の重要な変更欄に掲げる変更以外のものとする。

(事業遅延の届出)

第19 基金管理団体及び補助事業者は、基金事業及び補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は基金事業及び補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5号による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

2 1の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって1の届出書の提出に代えることができる。

(概算払)

第20 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第6号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、補助事業に係る概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降、協議が調った範囲内で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(状況報告)

第21 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の第3・四半期の末日現在において別記様式第7号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第8号の概算払請求書兼遂行状況報告書を提出した場合は、これに代えることができるものとする。

2 1に規定する時期のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第22 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第9号のとおりとし、基金管理団体及び補助事業者は、基金事業及び補助事業が完了したとき（第17の1による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第10号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
- 3 第10の2ただし書の規定により交付の申請をした基金管理団体及び補助事業者は、1の規定による実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。
- 4 第10の2ただし書の規定により補助金の交付の申請をした基金管理団体及び補助事業者は、1の規定による実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（3の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第11号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第23 交付決定者は、第22の1の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る基金事業及び補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、基金管理団体及び補助事業者に通知するものとする。
- 2 交付決定者は、基金管理団体及び補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 2の規定による補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第24 補助事業者は、第23の1の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第22の1に準じて提出するものとする。
- 2 交付決定者は、1に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第23の1に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第23の2及び3の規定は、2の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第25 交付決定者は、第17の1の(3)の規定による基金事業及び補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第12の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 基金管理団体及び補助事業者が、法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 基金管理団体及び補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 基金管理団体及び補助事業者が、基金事業及び補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、基金事業及び補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 交付決定者は、1の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 交付決定者は、1の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、2の規定による返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 2の規定による補助金の返還及び3の規定による加算金の納付については、第23の3の規定(括弧書きを除く。)を準用する。

(財産の管理等)

第26 基金管理団体及び補助事業者は、補助対象経費(基金事業又は補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、基金事業及び補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第27 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は牛及び豚とする。

3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。

- 4 基金管理団体及び補助事業者は、処分制限期間において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。

ただし、別表2の区分の3に掲げる事業により導入した家畜が、事業実施主体の責に帰さない事由により死亡又は補助目的に従った使用が困難となり処分された場合にあっては、畜産局長が別に定めるところによるものとする。

- 5 4の規定にかかわらず、基金事業及び補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第10の1の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第12の1の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
- (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- 6 4の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

- 第28 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を交付決定者に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

- 第29 基金管理団体及び補助事業者は、基金事業及び補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して当該基金事業及び補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 基金管理団体及び補助事業者は、1の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容についての証拠書類又は証拠物を整備して、1の帳簿とともに基金事業及び補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- 3 基金管理団体及び補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、1及び2の帳簿等に加え、別記様式第12号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 1から3まで及び第30に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第30 地方公共団体である補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第13号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第31 補助事業者は、第10の1の規定による交付の申請、第14の規定による申請の取下げ、第17の1の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第20の規定による概算払請求、第21の規定による状況報告、第22の1による実績報告及び第22の3による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 補助事業者は、1の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。
 - 3 交付決定者は、1の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法によることができる。
 - 4 補助事業者が2の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第32 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第9、第15、第17から第19まで、第21から第26まで、第28から第30まで及び第32の規定に準ずる条件並びに次の（1）から（3）までに掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、1に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

3 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

4 補助事業者は、1の(2)により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、1の(2)ただし書の場合にあっては、第12による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。

5 補助事業者は、1の(3)により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

6 1及び5の規定にかかわらず、5の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、1及び5の規定は当該取得財産等については適用しない。

7 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(業務方法書)

第33 基金管理団体は、事業実施主体等に対して、本事業に係る補助金等の交付等を行うときは、畜産局長が別に定めるところにより業務方法書を作成し、畜産局長の承認を受けなければならない。

(事業実施状況の報告)

第34 事業実施主体は、本事業の実施状況等について、畜産局長が別に定めるところにより、基金管理団体（事業実施主体が基金管理団体である場合及び第38の規定による補助に係る事業にあつては国）に報告するものとする。

（事業評価の報告）

第35 事業実施主体は、第6の1から3までに掲げるそれぞれの事業ごとに、畜産局長が別に定めるところにより本事業の事業評価を取りまとめ、報告するものとする。

（推進指導体制等）

第36 畜産局長は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）の3及び4に基づき本事業の運営が各基準に適合するよう指導及び監督を行うとともに、これらに従い必要な措置を講ずるものとする。

2 地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）は、第6の1の（1）、（2）、（3）のア及び（4）に掲げる事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて都道府県知事に対し必要な助言及び指導を行うものとする。

3 都道府県知事は、第6の1の（1）、（2）、（3）のア及び（4）に掲げる事業の効果的な運営を図るため、畜産クラスター協議会、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。

4 畜産局長及び地方農政局長等は、本事業の効率的な執行を図るため、必要に応じて事業実施主体等に対し必要な助言及び指導を行うものとする。

（基金管理団体を通じて行う助成措置）

第37 国は、予算の範囲内において、基金管理団体に対し、第6の1から3までに掲げる事業に必要な経費について補助するものとし、基金管理団体は、これを受け、畜産・酪農収益力強化総合対策基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

2 基金の管理等

（1）基金管理団体は、国から本事業に必要なものとして交付される補助金の全額を基金造成に充てるものとする。

（2）基金管理団体は、（1）により交付され、造成された基金を、他の事業に係る資金と区分して経理するものとする。

（3）基金管理団体は、次の方法により、基金を運用するものとする。

ア 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得等

イ 金融機関への預金

ウ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

- (4) 基金管理団体は、畜産局長が別に定める補助対象以外の経費に基金を使用してはならない。
- (5) 基金の管理及び本事業の実施に当たり発生する事務費については、畜産局長が別に定める範囲において、基金の中から支弁することができるものとする。
- (6) 基金の管理から生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。
- (7) 基金管理団体は、本事業に係る補助金等の返納があった場合には、その返納額を基金に繰り入れるものとする。
- 3 基金管理団体は、毎事業年度ごとに、畜産局長が別に定めるところにより、基金の管理状況及び補助金等の交付に係る事業の実績について、畜産局長に報告するものとする。
- 4 基金管理団体は、本事業を完了し、又は中止した場合には、速やかに事業資金の精算を行い、畜産局長が別に定めるところにより、その結果を国に報告するものとする。
- 5 国は、本事業が完了したとき又は基金管理団体がこの要綱に基づく事業を行わなくなった場合において、基金に残額がある場合には、基金管理団体に対して当該残額を返還するよう命ずるものとする。
- 6 国は、本事業が完了する前であっても、本事業に基金等に関する基準の3の(4)のアを準用し、使用見込みの低い基金保有額があるときは、これを国庫に納付させることができるものとする。

(国が都道府県を通じて行う助成措置)

- 第38 国は、予算の範囲内において、第6の1の(1)及び(4)の事業の実施に要する経費に充てるため、補助事業者である都道府県知事に対し、補助金を交付することができる。

(他の施策等との関連)

- 第39 本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 家畜共済等の積極的な活用
継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の参加者は農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。
- 2 協議会及び取組主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握などにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。
- 3 持続的な畜産物生産に向けた取組
事業実施主体は、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実施している場合を除いては、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」(令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知)に基づき、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、本事業の参加者から、チェックシートの提出を受けることなどにより、持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう努めるものとする。
- 4 農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン

スマート農機（トラクター等）、農業ロボット（搾乳ロボット、発情発見機等）、飼養管理施設や家畜の情報を取得するIoT機器等を導入（リースを含む。）する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

5 配合飼料価格安定制度への継続加入

本事業において配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。）が受益者となる取組の場合には、畜産経営者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この項において「契約」という。）の締結を継続するものとする。

ただし、事業実施年度の前年度に契約を締結していない畜産経営者、自給飼料への転換等により配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある畜産経営者、不特定の者が受益する取組を行う畜産経営者については、その限りではない。

6 個人情報等の適正な管理

畜産クラスター協議会及び応援会議は、本要綱に定める事業の実施に際して得た個人情報及び法人等の団体情報（以下「個人情報等」という。）について、次に掲げる事項に留意して、適切に取り扱うものとする。

- (1) 当該個人及び団体の同意を得ている用途及び本要綱に定める事業の実施に必要な用途以外に利用しないこと
- (2) 本要綱に定める事業の実施に真に必要な場合を除いて、複製しないこと
- (3) 施錠管理できる場所での保管等により、個人情報等の漏えい防止に努めること
- (4) 万が一、個人情報等が漏えいした場合や、個人情報等の不適切な取扱いが発覚した場合は、速やかに都道府県知事へ報告すること
- (5) 必要な用途への利用終了後、速やかに判読不可能な方法により廃棄すること

（基本的事項の公表）

第40 基金管理団体は、基金の名称、基金の額、基金のうち国費相当額、基金事業等の概要、基金事業等の目標、給付対象となる事務又は補助事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制を基金造成後速やかに公表しなければならない。

（基金の額及び基金事業等の実施状況報告）

第41 基金管理団体は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業等に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業等の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。）（以下「基金等に関する基準」という。）中「3の（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合

の算定根拠並びに基金事業等の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やかに大臣に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金等の返納)

第42 基金管理団体は、基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(他用途使用の禁止)

第43 基金は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業以外の用途に使用してはならない。

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第44 基金管理団体は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、第15、第26から第29まで、第32及び第43の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第45 大臣は、基金等に関する基準に基づき、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うものとする。

(指導等)

第46 交付決定者は、事業の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な情報を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(委任)

第47 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、畜産局長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年2月7日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年2月20日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。
- 4 第6の1の（6）の事業については、令和4年度の実施しないものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月8日から施行する。
- 2 第6の1の（6）の事業については、令和5年度の実施しないものとする。
- 3 この通知による改正前の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱に基づく事業については、なお従前の例による。ただし、改正後の第9の規定については、この通知による改正後の同要綱を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 第6の1の（5）及び（6）の事業については、令和6年度の実施しないものとする。
- 3 この通知による改正前の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱に基づく事業については、なお従前の例による。ただし、改正後の第9の規定については、この通知による改正後の同要綱を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱に基づく事業については、なお従前の例による。ただし、改正後の第9の規定については、この通知による改正後の同要綱を適用する。

別表1 (第6関係)

事業内容	事業実施主体
1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	
(1) 施設整備事業 中心的な経営体等の施設整備等に対し補助を行う事業	畜産クラスター協議会
(2) 機械導入事業 中心的な経営体が機械装置を導入する場合に、畜産クラスター協議会又はリース事業者に対し当該機械装置の取得に必要な費用の一部について補助を行う事業	基金管理団体又は公募選定団体
(3) 調査・実証・推進事業	
ア 実証支援事業 収益力の向上のための新たな取組の成果の実証等を実施する事業	畜産クラスター協議会
イ 全国推進事業 畜産クラスターによる取組の全国的な推進を図るため、推進会議の開催、優良事例の調査、畜産クラスターコーディネーターの養成、畜産クラスター普及推進活動等の取組を支援する事業	基金管理団体
(4) 畜産経営基盤継承支援事業 後継者不在経営体の経営資源等を経営継承者に円滑に継承するため、権利調整等の取組を実施する事業	畜産クラスター協議会
(5) 生産基盤拡大加速化事業（肉用牛） 和牛肉の輸出拡大を図るため、肉用牛の繁殖雌牛を増頭した取組に対して増頭奨励金を交付する事業	公募選定団体
(6) 生産基盤拡大加速化事業（乳用牛） 都府県酪農の生産基盤を強化するため、乳用後継牛を増頭した取組に対して増頭奨励金を交付する事業	公募選定団体
(7) 優良繁殖雌牛更新加速化事業 肉用牛の生産基盤を強化するため、高齢の繁殖雌牛から優良な若い繁殖雌牛に更新した取組に対して更新奨励金を交付する事業	公募選定団体
2 畜産経営体質強化資金対策事業	基金管理団体

意欲ある畜産経営体の既往負債の償還負担を軽減するため、長期・低利の資金に一括借換えする措置等により支援を行う事業	
3 ICT化等機械装置等導入事業 地域の畜産農家の労働負担軽減のため、搾乳ロボット・発情発見装置等のICT関連機械等の導入等に対し補助を行う事業	基金管理団体

[illegible]

	あつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。）	(ア) 施設整備事業 (ただし、家畜導入事業を除く) (イ) 畜産経営基盤継承支援事業のうち、施設整備事業			4 成果目標の変更 5 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 6 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
3 国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体事業費補助金	地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。）	補助事業 (1) 本要綱第6に基づいて行う次の事業の実施に要する経費 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業に係る家畜の導入	1/2 以内（ただし、導入する家畜1頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については27.5万円、繁殖に供する雌牛については17.5万円、繁殖に供する雌豚については4万円とする。）		1 事業の中止又は廃止 2 事業実施地区の変更 3 事業実施主体及び取組主体の変更 4 成果目標の変更 5 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 6 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

別記様式第1号 - 1 (第10の1関係)

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金
交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者の氏名

〇〇年度において、下記のとおり畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業を実施したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱第10の1の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 基金造成計画
- 4 経費の配分

事業名	事業に要する経費	国庫補助金の額	備考
畜産・酪農収益 力強化総合対策 基金等事業 基金事業 1 事業費 2 事務費	円	円	
合計			

5 事業の完了予定年月日 ○○年○○月○○日

6 収支予算

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
国庫補助金	円	
合 計		

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業	円	

別記様式第1号 - 2 (第10の1関係)

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金
(〇〇〇〇事業) 交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があつた事業計画内容のとおり事業を実施したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱第10の1の規定に基づき、国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金〇〇〇円の交付を申請する。

(注)

- 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとする。
- 2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業に係る家畜導入の申請にあつては、本文中「国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金〇〇〇円」を「国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体事業費補助金〇〇〇円」と並記又は置き換えるものとする。
- 3 計画承認の事業内容から変更があるときは、本文中の「〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があつた事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認通知があつた事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とし、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した当該資料ページを添付して提出すること。

別記様式第2号（第13関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金
支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官
農林水産省大臣官房予算課
経理調査官 殿

所在地
団体名
代表者の氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあつた畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱第13の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 請求額 金 〇〇〇円
- 2 振込先金融機関名
支店名
預金の種別
口座番号
預金の名義

別記様式第3号（第15の3、第32関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔基金管理団体〕 殿

〔補助事業者〕

〔間接補助事業者〕（第32条関係）

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注）1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は課徴金に係る同法第62条第1項に規定する納付命令を受けた場合であって、同一事案において他者が農林水産省の機関から当該契約の履行地域における指名停止の措置を受けた場合における当該公正取引委員会からの命令をいう。

ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合には、この限りでない。

4 間接補助事業者に対する申立ての場合であって、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第4号（第17の1関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金
（〇〇〇〇事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

（※1）〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務局長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

（※2）農林水産大臣 殿

（※1）都道府県知事 氏 名

（※2）所在地

団体名

代表者の氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあつた畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業について、下記のとおり〇〇（※3）したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱第17の1の規定に基づき申請する。

記

〔理由〕

（注）1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業にあつては（※1）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち基金造成にあつては（※2）の提出先及び申請者とする。

2 本文中〇〇（※3）へは、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

交付決定を受けた計画書の変更箇所を加筆修正したページを添付して提出すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものを添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

- 3 補助金の額が増加する場合は、件名の「〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金（〇〇〇〇事業）変更等承認申請書」を「〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金（〇〇〇〇事業）変更承認及び追加交付申請書」とし、本文中の「以下のとおり変更したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業交付等要綱第17の1の規定に基づき申請する。」を「以下のとおり変更したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱により補助金〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第5号（第19関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金
（〇〇〇〇事業）遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）ため、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱第19の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）1 括弧内は、該当するものを記載すること。

- 2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期し

て事業を継続したい場合のみ記載すること。

- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第6号（第20関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金
（〇〇〇〇事業）概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

官署支出官 〇〇〇〇〇 殿

（ 第20の1に定める官署支出官名を記入 ）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあつた畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱第20の規定に基づき、下記により概算払の請求をしたいので、金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区分	補助事業に要する経費	国庫補助金 ①	既受領額 ②		今回請求額 ③		残額 ①-（②+③）		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄 予定出来高	金額	〇月〇日迄 予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

（注）

記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第7号（第21関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金
（〇〇〇〇事業）事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった本事業について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱第21の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		第３・四半期までに 完了したもの		第４・四半期以後に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）

- 「区分」の欄には、別表2の区分の欄に掲げる経費ごとに記載し、「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第 8 号（第 21 関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金
（〇〇〇〇事業）概算払請求書兼遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

官署支出官 〇〇〇〇〇 殿

（ 第 20 の 1 に定める官署支出官名を記入 ）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあつた畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱第 21 の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

〇年〇月〇日現在

区分	補助事業に要する経費	国庫補助金 ①	既受領額 ②		遂行状況報告 〇年〇月 末日の出来高	今回請求額 ③		残額 ①- (②+③)		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

（注）

「区分」の欄には、別表の区分の欄に掲げる経費ごとに記載すること。

別記様式第9号（第22の1関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金
（〇〇〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

（※1）〇〇農政局長 殿

（ 北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 ）

（※2）農林水産大臣 殿

（※1）都道府県知事 氏 名

（※2）所在地

団体名

代表者の氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあつた畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業について、下記のとおり実施したので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱第22の1の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

（※3）

記

（※4）

円

（注）1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業にあつては（※1）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち基金造成にあつては（※2）の提出先及び申請者とする。

2 基金事業以外の事業については、（※3）に「また、併せて精算額として下記のとおり補助金の交付を請求する。」と加筆すること。

- 3 (※4)の欄には、別表の区分の欄に掲げる経費ごとに記載すること。
- 4 事業の実績が、別記様式第1号による交付申請書の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請書の内容と同様であった。」旨加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。
- 5 軽微な変更があった場合においては、補助金の交付決定を受けた事業実施計画書に変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 6 間接補助事業者に対し、間接補助金を交付している場合にあっては、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 7 添付書類については、支払経費ごとの内訳（別表2の経費欄のうち、1の1基金事業の事業費については、本要綱第6の1及び2に掲げる事業及びそのメニューごとに内訳を示すこと）を記載した資料、帳簿、契約書、請求書、領収書等の写し及び事業実施等の確認のための資料（出来高設計書、財産管理台帳の写し等）を添付し、経費以外に係るものについては、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第 10 号（第 22 の 2 関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金
（〇〇〇〇事業）年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

（※ 1）〇〇農政局長 殿

（ 北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 ）

（※ 2）農林水産大臣 殿

（※ 1）都道府県知事 氏 名

（※ 2）所在地

団体名

代表者の氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱第 22 の 2 の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費（A）	国庫補助 金	（A）のう ち年度内 支出済額	概算払受 入済額	（A）のう ち未支出 額	翌年度繰 越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業にあつては(※1)、
畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち基金造成にあつては(※2)の提出先
及び申請者とする。
- 2 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする(翌年度
繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払
で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。)
- 3 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金
額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 4 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに
分割した場合は、区分して記載すること。
- 5 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重
複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の
名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することと
する。

別記様式第 11 号（第 22 の 4 関係）

〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金の
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

（※ 1） 〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

（※ 2） 農林水産大臣 殿

（※ 1） 都道府県知事 氏 名

（※ 2） 所在地

団体名

代表者の氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱第 22 の 4 の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額
(〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、事業を実施する者(取組主体)が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

(1) 消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)

(2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し

(3) 3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)

(4) 事業を実施する者(取組主体)が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(5) その他参考となる資料を添付すること。

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業にあつては(※

1)、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち基金造成にあつては(※2)の提出先及び申請者とする。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者(取組主体)が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業を実施する者（取組主体）が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第 12 号（第 29 関係）

財 産 管 理 台 帳

団体名			事業実施年度			年度		畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業									
	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業主体	工種構造 設置区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
									国庫補 助金	当道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第13号（第30関係）

〇 〇 年 度
農 林 水 産 省 所 管

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
補 助 事 業 名 ※ 1	交 付 決 定 の 額	補 助 率	科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	う ち 国 庫 補 助 金 相 当 額	支 出 済 額	う ち 国 庫 補 助 金 相 当 額	翌 年 繰 越 額	う ち 国 庫 補 助 金 相 当 額	
〇〇事業 〇〇費 〇〇費 その他	円		円	円	円		円	円	円	円	円	円	

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。